

平成29年度 第9回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年11月6日(月) 9時00分から10時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	副会長	古賀 健則
1 番委員	井上 高	2 番委員	江頭 幸典
3 番委員	澁谷 喜壽	4 番委員	岸川 満子
5 番委員	山中 康一	6 番委員	武富 直樹
7 番委員	北原 靖章	8 番委員	藤瀬 宏
9 番委員	岸川 正基	10 番委員	浪瀬 眞理子
11 番委員	横町 一		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (5 件)

議案第1号~2号

農地法第3条の規定による許可申請について (2 件)

議案第3号~4号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見
について (2 件)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (15 件)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

6. 会議の概要

- 局長 只今から平成29年度第9回総会を開会いたします。
- はじめに、大串会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 **【会長挨拶】**
- 局長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大串会長にお願いいたします。
- 議長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、7番北原委員、8番藤瀬委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、5件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番から5番朗読、説明】**
- 以上、受付番号1番から5番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、日程第2、議案第1号から2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、2議案でございます。

議案第1号から2号は賃貸借の新規に関する件であります。

【議案第1号から2号朗読後、説明】

事務局

議案書第1号から2号は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、議案第1号から2号を山中委員をお願いします。

5番委員

議案1号から2号は賃貸借新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は、大豆を作付けされており管理等されて問題ありませんでした。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決に移らせていただきますが3条許可申請は2議案ございます。議案第1号から議案第2号を一括して採決してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしの意見をいただきましたので議案第1号から議案第2号一括して採決いたします。議案第1号から2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号から第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程2、議案第3号から4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号から第4号の議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は2議案です。

【議案第3号から4号朗読後、説明】

事務局

以上、議案第3号から4号は、共に立地基準・一般基準に問題ないため、許可することに支障はないと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、議案第3号を江頭委員に、議案第4号を岸川満子委員にお願いします。

2番委員

議案第3号の農地は私が耕作をしておりました農地で、踏切の横であり、非常に危ない場所にありました。耕作していた私からしたら少しほっとしているところです。住宅地として適している為、転用しても問題ないと思います。

4 番委員 議案第 4 号です。現地調査を行いました。対象農地は南側が現在、建築中であり、北側も住宅地であり、転用しても問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

9 番委員

議案第 4 号の地図では一番上の農地はすでに一部転用済みだと思うのですが、どうなっているのでしょうか。

事務局

一部転用されております。地図上の補正ができていないため 4 筆となっております。

議長

それでは採決に移らせていただきますが 5 条の許可申請は 2 議案でございます。議案第 3 号から議案第 4 号を一括して採決してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしの意見をいただきましたので議案第 3 号から議案第 4 号一括をして採決いたします。議案第 3 号から 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 3 号から 4 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長

次に、日程第 2、議案第 5 号の農業経営基盤強化促進法に基づく、「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 5 号の議案書をご覧ください。

江北町長より平成 29 年 11 月 6 日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。

- 事務局 所有権移転の計画が2件、利用権新規の計画が12件、利用権再設定の計画が1件です。
- 面積は所有権移転が12,350平方メートル、利用権新規が99,712平方メートル、利用権再設定が3,311平方メートルです。
- 【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】
- 事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
- 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- それでは、受付番号1番から2番を事務局に、受付番号3番を山中委員と井上委員に、受付番号4番を私が、受付番号5番から6番、9番を武富委員に、受付番号6番から8番を北原委員に、受付番号9番から15番を江頭委員に、受付番号10番を岸川満子委員に、受付番号11番を岸川正基委員にお願いします。
- 事務局 受付番号1番は所有権移転の案件です。以前から、高齢で一人暮らしであり後継者もない為、農地を売却できないかと相談がありました。売買価格が800万を超える為、1,500万控除を適用するため、税務署審査が完了しましたので今回、手続きをしております。10a当りの売買価格は双方で協議をして決定しております。
- 受付番号2番、所有権移転の案件です。対象の農地は以前、所有者が購入をされて農地であります。家庭の事情で売却をされるということです。10a当りの売買価格も双方で協議をされており決定しております。
- 5番委員 受付番号3番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理等されておりましたので何ら問題ないと思います。
- 1番委員 受付番号3番です。協力委員と現地調査を行いました。現在、水稲作付けされており管理されておりましたので何ら問題ないと思います。

- 議長 受付番号4番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は、大豆の作付けをされており、管理されておりましたので何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。
- 6番委員 受付番号5番、6番、9番は利用権新規の案件です。期間借地で裏作を耕作するようになります。新規の案件ですが、以前から耕作しており管理等しておりますので何ら問題ないと思います。
- 7番委員 受付番号6番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は、大豆を作付けされており何ら問題ないと思います。
- 受付番号7番から8番は利用権新規の案件です。7番から8番の農地は畦を外して1筆で耕作をされており、現在は大豆の作付けをされております。管理等されておりましたので、問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。
- 2番委員 受付番号9番から11番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。長年、耕作をされており管理等されておりましたので何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。
- 受付番号12番、13番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。12番は表作、13番は裏作の期間借地で現在、耕作をされており管理等されておりましたので何ら問題ないと思います。
- 受付番号14番、15番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。14番は表作、15番は裏作の期間借地で、現在は耕作されており管理等されておりましたので何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。
- 4番委員 受付番号10番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。担当地区は2筆で畦道を外して1筆で耕作されておりました。管理されておりましたので、何ら問題ないと思います。
- 9番委員 受付番号11番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理されておりましたので何ら問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

議長 ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番委員 受付番号 1 2 番、1 4 番の賃借料の記載がないのですが、賃借料はどうなっているのでしょうか。

事務局 貸人が経営する会社への貸付であり、本来ならば賃借料の支払いをするのですが、会社の経営状態が悪いため賃借料はとらない考えで使用貸借になっております。

3 番委員 借人の当事者が当事者の農地を現地調査し協議するのはどうかと思いますが。

事務局 審議をする際は、退席となっております。現地調査は農業委員、協力委員 2 名ですることになっておりますので、問題ないと考えております。

副会長 受付番号 1 2 番から 1 5 番は以前、耕作が出来ない状態の為、すべて預けておられましたが、今回、自作するために解約するが裏作は貸付するという事になっております。今後はどのような計画になっているのでしょうか。

事務局 会社での耕作を再開するという事です。計画書の提出を依頼しているところです。まだ提出はされておられません。

副会長 許可を出してからではなく、計画書を提出してもらってから許可を出す方がいいのではないのでしょうか。

2 番委員 解約を出される前に 2 年ほど耕作をしておりました。私が耕作をする前はレタスや玉葱等こされておりましたが、収量が少ない状態が続いており、経営状態が良くないため、離農されていたと思っておりましたが今回、農業を再開されるということで、その経緯は聞いておりません。会社での耕作は 2～3 年ほどではないかと思えます。

8 番委員 計画が出ていないので許可をするのはどうかと思います。計画書を提出して確認してからで良いのではないのでしょうか。

7 番委員 借入をされるということですか。

事務局 会社で借入をするためには、利用権設定をしてからではないとできないそうです。個人で借入する場合は利用権設定しなくてもよいそうです。借入をする

事務局 際、事業計画の提出依頼されておりますので、その写しの提出を依頼しております。会社での借入をするには利用権設定をしないと証明書の発行ができませんということは説明しております。

7番委員 借り入れをするためには、利用権設定を行ってからではないとできないということですか。

事務局 そうです。

7番委員 今後の事業計画を確認してからが良いのではないのでしょうか。

議長 他にありませんか。

計画書の提出をしてから意見決定する意見が多くあります。受付番号1番から11番までの採決を行い、12番から15番は保留をして提出後に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第5号については、江頭委員、武富委員が借受人、ご家族が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくようお願いいたします。

江頭委員、武富委員には、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(江頭委員・武富委員 退席)

議長 それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおりけつていすることとし、江北町長に意見書を送付いたします。

(江頭委員・武富委員 着席)

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

10:30 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 7番委員

8番委員

(会議書記) 事務局職員

